

特別支援教育を担う教員の専門性の在り方に関する論点（案）

◆これまでの議論等の整理

（特別支援教育を担う教員の専門性）

- 障害のある子供に対する特別支援教育は、特別支援学校のみならず、小中学校等の特別支援学級や通常の学校など、あらゆる学びの場で行われている。
- 特別支援教育を担う教員は、障害のある子供が、その障害の種類や程度に応じた十分な教育を受けられるよう、教員としての専門性を発揮して日々の職務に当たっている。
- 特別支援教育を担う教員の専門性には、あらゆる学びの場で共通して必要とされる部分と、対象とする子供の障害の種類や程度等によって異なる部分がある。

（教員養成課程や免許制度による専門性の担保）

- 特別支援学級や通級による指導を担当する教員にも高い専門性が必要だが、特別支援学校教諭免許状がその専門性を担保するものになっていないのではないか。
- 今後、特別支援学校がセンター的を発揮していくためには、特別支援学校の教員には特別支援学校において児童生徒等を指導する専門性に加え、小学校等の障害のある児童生徒に関する専門性も必要。

（教員の採用・研修における運用改善）

- 特別支援教育を担う教員の専門性はあらゆる学びの場で求められることから、小学校等の教員の採用に当たっても、特別支援教育に関する専門性を考慮することが必要。
- 教員として採用された後も、教員養成課程で学んだ専門的な内容を日々の実践や学校現場の実態に結び付けて活かしていくことが重要。
- 現職教員に対する研修等により教員の専門性を確保していくことが必要。

（教員の人事異動・配置による専門性の向上）

- 経験豊富な教員が異動していくことで専門性が蓄積されておらず、専門性の維持・向上の観点からも人事上の工夫が必要。
- 障害種によっては都道府県内に特別支援学校が1校しかない場合もあり、都道府県内では、免許状の保有等も考慮した人事が困難。

◆今回の議論の視点

- 今後、更に特別支援教育を充実・発展させる観点から、特別支援教育を担う教員の専門性（特に、以下（１）～（３））について、どのような対応が必要であるかを検討する。

（論点例）

- （１）全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性
- （２）特別支援学級や通級による指導を担当する教員に求められる専門性
- （３）特別支援学校の教員に求められる専門性

(1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

1. 制度等

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする子供が通常の学級に在籍していること等を受け、平成31年度入学生からは、全ての学生が教員養成課程で発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容を1単位以上修得することが義務付けられている。

(i) 法的根拠

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一～七 （略）

2～7 （略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、		26

		中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16
備考 (略)				

○ 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低習得単位数											
	第二欄		第三欄						第四欄	第五欄		第六欄
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に定める科目
右項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する事項	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	(略)	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	16		10						4	5	2	38
一種免許状	16		10						4	5	2	14
二種免許状	12		6						4	5	2	2

状					
備考					
一・二 (略)					
三 教育の基礎的理解に関する科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「 <u>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目</u> 」という。)は <u>一単位以上を修得するものとする</u> (次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)					
四～十四 (略)					

○ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2・3 (略)

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

2～4 (略)

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下この条において「教員研修計画」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2・3 (略)

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の

円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 (略)

○ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（文部科学省告示第五十五号）

3 指標の内容を定める際の観点

教員等が次に掲げる事項を適切に修得又は実施するとともに、各事項に係る資質を2の成長段階ごとに更に向上させる観点をもちつつ、指標の内容を定めることとする。

(5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項（障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。）

(ii) 関係通知等

○教職課程コアカリキュラム（平成29年）（抜粋）

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標:	通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。
-------	---

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標:	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
到達目標:	1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある 3) 幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標:	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。
到達目標:	1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標:	障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。
到達目標:	1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

○ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成 24 年

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

○インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

(1) 教職員の専門性の確保

①すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。
- 「合理的配慮」については、特別支援教育に関わる教員の専門性として位置付けていくことが必要である。まず、これを特別支援教育に関わる教員が正しく認識して取り組むとともに

に、すべての教員が認識することが重要である。

- 発達障害も含め、それぞれの障害種について、中心となる担当教員を任命権者が研修その他の支援により計画的に育成していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

②すべての教員についての養成・研修

- 特別支援教育の更なる推進のためには、すべての教員が特別支援教育についての基礎的な知識及び技能を有する必要がある。現在は、教員養成段階において、特別支援教育に関する内容を含む科目を単位修得することになっているが、特別支援教育に特化した科目は必修となっていない。現行制度下でも、特別支援教育についての科目の履修を推奨するとともに、将来的には、必要な単位数を決めて、必修とすることも考えられる。(参考資料 26：特別支援教育に係る教育職員免許状について)
- 発達障害に関しては、すべての教員が養成段階で学ぶ仕組みづくりが必要である。また、ぜん息や食物アレルギー等の子どもが増加傾向であることを踏まえ、養護教諭と連携しつつ、健康状態の把握や対応についても学ぶべきである。
- 都道府県や市町村における特別支援教育に関する研修をすべての教職員を対象として実施することが重要である。そのため、教育委員会が主催する研修の実施に当たっては、教職員が研修を受けやすい環境づくりを行うことが必要である。また、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましい。(参考資料 27：教員の特別支援教育に関する研修の受講状況)
- すべての教職員が最低限身に付けていなければならない特別支援教育の基本的な知識・技能を、経験年次別研修等を通して、身に付けられるようにしていくべきである。また、免許状更新講習における講義内容等に明確に位置付けて実施することも考えられる。
- 校内研修等での教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学び合いや支え合いにより、学校内で専門的知識・技能等を受け継いでいくことが重要である。文部科学省が進めてきた「特別支援教育体制整備事業」においては、各学校の様々な課題について、特別支援学校や特別支援教育センターが助言、協議する校内研修を支援している。なお、これらの校内における研修は重要であるものの、OJT だけでは、体系的な知識が身に付かないことから、人事交流等何らかの形で特別支援教育に携わる機会を設けるなど研修と実践を効果的に組み合わせることが適当である。(参考資料 28：特別支援教育体制整備の推進)
- 学生の段階で継続的に学校における特別支援教育を経験することは、実践的指導力を身に付けるという観点から効果がある。また、親の会等の障害者関係団体、NPO 等が開催するキャンプ等に参加することは、障害のある子どもの状況を理解できるようになるという効果がある。これらの活動に学生が参加することについて、単位を付与するなど、各大学の養成課程において活用することを検討することも考えられる。さらに、教員養成段階において、聴覚障害の学生がいると学生は手話を覚え、視覚障害の学生がいると点字を覚え、肢体不自由の学生がいれば介助の方法を理解するなど、それぞれ支援を通じて周囲の学生の理解が

深まる、といった効果が期待できる。

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）平成 27 年

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・養成

◆ 概要

新たな課題	研修	養成
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全ての教員を対象とした基礎的な知識・技能を身に付ける研修の実施</u> ・ 校長等管理職や特別支援学級の担任、特別支援学校教員等の職に応じた専門性向上のための研修の実施 ・ (独) 国立特別支援教育総合研究所と(独) 教員研修センターとの連携による研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及び指導法について、教職課程に独立した科目として位置付け</u>

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
- ・ 特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
- ・ 現在、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、都道府県等の指導的立場の教員に対する研修を実施し、各地域の教員研修センターの中核的役割を担っている。今後特別支援教育の充実に係る研修の実施に当たって、独立行政法人教員研修センターとも連携し、研修を推進することが期待される。

2. 現状・課題

- 通常の学級においても、6.5%程度の児童生徒が発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性があると担任教員等により判断されている。
一部の教育委員会では小・中・高等学校の教員採用選考において特別支援学校の免許状所持者に加点を行っているほか、多くの教育委員会で初任者研修や中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育を扱っている。

○ 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年）

※担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭（副校長）による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

- ・質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

- ・質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

		推定値（95%信頼区間）
		学習面又は行動面で著しい困難を示す
小学校	全体	7.7%（7.3%～8.1%）
	第1学年	9.8%（8.7%～10.9%）
	第2学年	8.2%（7.3%～9.2%）
	第3学年	7.5%（6.6%～8.4%）
	第4学年	7.8%（6.9%～8.8%）
	第5学年	6.7%（5.9%～7.7%）
	第6学年	6.3%（5.6%～7.2%）
中学校	全体	4.0%（3.7%～4.5%）
	第1学年	4.8%（4.1%～5.7%）
	第2学年	4.1%（3.5%～4.8%）
	第3学年	3.2%（2.7%～3.8%）

○ 令和元年度教師の採用等の改善に係る取組事例

- ・複数の教員免許状の所持による特別の選考

	小学校教諭採用選考	中学校教諭採用選考	高等学校教諭採用選考

	(68 教委)	(68 教委)	(68 教委)
特別支援学校教諭免許状 所持者への加点を実施	24 県・市等	24 県・市等	13 県・市等

○ 初任者研修実施状況（平成 30 年度）調査

- ・ 校内研修及び校外研修の内容（小学校、中学校、高等学校）

	校内研修			校外研修			いずれかで実施		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
	121 教委	120 教委	66 教委	121 教委	120 教委	66 教委	121 教委	120 教委	66 教委
特別支 援教育	118 (97.5%)	117 (97.5%)	56 (84.8%)	119 (98.3%)	118 (98.3%)	65 (98.5%)	121 (100%)	120 (100%)	66 (100%)

○ 中堅教諭等資質向上研修実施状況（平成 30 年度）調査

- ・ 研修の内容（小学校、中学校、高等学校）

	必修			選択		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
	118 教委	118 教委	66 教委	118 教委	118 教委	66 教委
特別支援教育	65 (55.1%)	65 (55.1%)	38 (57.6%)	40 (33.9%)	40 (33.9%)	21 (31.8%)

3. 有識者会議における主な意見等

- 小・中学校教員免許を取得する学生こそ、特別支援教育を学ぶ必要があるのではない。現状では、学生の合理的配慮への意識が十分深まっていない。
- 行動問題のある子供は体罰や虐待のリスクが高い。エビデンスに基づく行動問題の対応については学ぶべき。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は、子供の実態に応じて作成する必要があり、難易度が高い。
- 忙しくて余裕のない状況に置かれている小・中学校の教員に、どうやって特別支援教育の考え方を身に付けてもらうかが課題。
- 全ての教員に共通して求められる特別支援教育に関する基盤的な資質は何か、必要な専門性や指導についてどのように整理すべきか。そのことを念頭に、自立活動を踏まえた特別支援教育に係る専門性を確保するための方策についてどのように考えていくべきか。

4. 論点等

- 発達障害のある、もしくはその可能性のある子供の多くが通常の学級に在籍していること等を踏まえ、平成 29 年に教育職員免許法施行規則の改正と教職課程コアカリキュラムの策定が行われ、平成 31 年度入学生からは、全ての学生が教職課程において発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別支援教育の基礎的内容を学修することとなった。

各教育委員会では、小・中・高等学校の教員採用選考において特別支援学校の免許状所持者に加点を行ったり、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育を扱ったりしている。

- 全ての教員の特別支援教育に関する専門性を更に高めていくためには、今後、どのような取組が求められるか。

(検討の視点例)

- ・ 教員養成課程の在り方
- ・ 教員採用選考の在り方
- ・ 教員研修の在り方
- ・ 管理職教員の役割や特別支援教育への意識の在り方 等

(2) 特別支援学級や通級による指導を担当する教員に求められる専門性

1. 制度等

- 通常の学校において、特別の支援が必要な子供が障害による困難を克服できるよう、特別支援学級が設置されたり通級による指導が行われたりしているが、特別支援学級や通級による指導の担当教員には、特別支援学校の免許状を所持すること等は義務付けられていない。

(i) 法的根拠

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第三百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第四百十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該

障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが
適当なもの

(参考：特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対応する障害種の比較)

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
障 害 の 種 類	視覚障害者	弱視者	弱視者
	聴覚障害者	難聴者	難聴者
		言語障害者	言語障害者
	知的障害者	知的障害者	
		自閉症・情緒障害者	自閉症者、情緒障害者 学習障害者
			注意欠陥多動性障害者
	肢体不自由者	肢体不自由者	
	病弱者（身体虚弱者含む。）	病弱及び身体虚弱者	

※障害の種類が同じであっても、想定される障害の程度は異なる。

(ii) 関係通知等

○ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成 24 年

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

○特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その

専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(1) 教職員の専門性の確保

②学校外の資源をも活用した学校全体としての専門性の確保のためのシステム構築

- 小・中学校においては、特別支援学級担当教員の多くは通常の学級と特別支援学級を行き来するので、長期間にわたり専門性を維持することが難しい。このため、特別支援学級等に配置した教員の異動について、学校全体の専門性の確保の観点からの配慮を行うことなども考えられる。また、特別支援学級等の担当教員の研修についても、例えば、特別支援学校を経験した教員が、特別支援学級等の担当教員に対し日常的なOJT（On the job training、職場内研修）で経験や知見を伝授する機会を設けるなど、設置者や学校長のレベルにおいて創意工夫を行うことが重要である。また、このような観点からも、特別支援学校と特別支援学級の間の双方向の人事交流を積極的に行っていくことは大きな意味がある。
- 小・中学校等の特別支援教育担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内に与える影響は大きいことから、特別支援学校との人事交流等により特別支援教育の中核となる教員を養成するとともに、障害のある子どもの教育的ニーズや学校の状況に応じ、それらの人材を各学校に配置するなどの人事上の配慮を行うことが考えられる。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

④小・中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員の養成・研修

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- 特別支援教育に関する免許状や特別支援学級担当教員免許状の創設を求める意見もあるが、教員の資質能力向上特別部会の議論も踏まえつつ、中長期的に論議することが必要である。特別支援学級や通級による指導の担当教員が現在の特別支援学校教諭二種免許状を保有していることが望ましいが、短期的に保有率を大幅に引き上げることは難しい。このため、同免許状取得を奨励しつつも、現在早急に必要とされているのは、特別支援学級や通級による指導の担当教員としての専門性を担保することである。
- 担当教員としての専門性を担保するため、新たに担当教員となった者を対象とした研修を都道府県教育委員会等が年度当初に実施することが考えられる。教員の資質能力向上特別部会で議論されている「一般免許状（仮称）」の詳細な制度設計の際に、このような専門性を担保するための内容について、教員養成段階においてあらかじめ学ぶことについても検討する必要がある。また、年度当初の研修終了後も、例えば、授業研究の指導

ができる退職教員を講師として研修を実施して専門性を向上させるといった取組が必要である。担当教員の配置の際は、地域全体の専門性の確保の観点から、その中核を担う担当教員については人事異動上の配慮を行うことが適当である。さらに、各学校において新規採用された教員一人のみを担当としないことが適当である。

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）平成 27 年

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上

また、小中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、小中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。

そのため、小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

2. 現状・課題

● 特別支援学級に在籍する子供の数は増加し続けており、その内訳では、自閉症・情緒障害(47.9%)と知的障害(47.2%)が他の障害種に対して圧倒的に多い。

通級による指導を受けている子供の数も増加し続けており、その内訳では、従来から大部分を占めていた言語障害(31.5%)が大半であったが、近年は、自閉症(19.6%)、注意欠陥多動性障害(17.3%)や学習障害(16.5%)、情緒障害(13.1%)の数も増加している。

特別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状の所持率は30.8%にとどまる。

多くの教育委員会では特別支援学級や通級による指導を担当する教員を対象とした研修を実施している。

○ 特別支援学級在籍者数（国・公・私立計）

(平成30年5月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校	計
知的障害	84,140 人 (45.8%)	36,452 人 (50.7%)	568 人 (49.3%)	121,160 人 (47.2%)
肢体不自由	3,591 人 (2.0%)	1,110 人 (1.5%)	17 人 (1.5%)	4,718 人 (1.8%)
病弱・身体虚弱	2,676 人 (1.5%)	1,041 人 (1.4%)	8 人 (0.7%)	3,725 人 (1.5%)

弱視	432 人 (0.2%)	160 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)	592 人 (0.2%)
難聴	1,310 人 (0.7%)	506 人 (0.7%)	9 人 (0.8%)	1,825 人 (0.7%)
言語障害	1,621 人 (0.9%)	184 人 (0.3%)	10 人 (0.9%)	1,815 人 (0.7%)
自閉症・情緒障害	89,921 人 (49.0%)	32,376 人 (45.1%)	539 人 (46.8%)	122,836 人 (47.9%)
総計	183,691 人	71,829 人	1,151 人	256,671 人

○ 通級による指導を受けている児童生徒数（国・公・私立計）

（平成30年5月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	計
言語障害	38,275 人 (35.3%)	477 人 (3.3%)	2 人 (0.4%)	38,754 人 (31.5%)
自閉症	20,418 人 (18.9%)	3,529 人 (24.7%)	228 人 (44.9%)	24,175 人 (19.6%)
情緒障害	13,317 人 (12.3%)	2,669 人 (18.7%)	86 人 (16.9%)	16,072 人 (19.6%)
弱視	184 人 (0.2%)	24 人 (0.2%)	6 人 (1.2%)	214 人 (0.2%)
難聴	1,719 人 (1.6%)	392 人 (2.7%)	11 人 (2.2%)	2,122 人 (1.7%)
学習障害	16,142 人 (14.9%)	4,069 人 (28.5%)	82 人 (16.1%)	20,293 人 (16.5%)
注意欠陥多動性障害	18,129 人 (16.7%)	3,086 人 (21.6%)	85 人 (16.7%)	21,300 人 (17.3%)
肢体不自由	98 人 (0.1%)	31 人 (0.2%)	5 人 (1.0%)	134 人 (0.1%)
病弱・身体虚弱	24 人 (0.0%)	4 人 (0.0%)	3 人 (0.6%)	31 人 (0.0%)
総計	108,306 人 (100%)	14,281 人 (100%)	508 人 (100%)	123,095 人 (100%)

○ 特別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率：30.8%

3. 自治体等での取組例

- 千葉県：特別支援教育枠での教員採用選考（平成 28 年度実施の採用選考より実施）
全ての学校種において、特別支援教育を推進していくために、「特別支援学校」を「特別支援教育」とし、特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集。
採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・高等学校へ異動することもあり、異動後は、それぞれの学校種で特別支援教育の推進に力を発揮することを期待。
- 福島県：特別支援学級担当教員（経験三年）研修（平成 25 年度より実施）
新たに特別支援学級や通級による指導の担当となった教員への研修（特別支援学級等新任担当教員研修会）に加えて、特別支援学級担当の経験が通算 3 年目の教諭を対象とした悉皆研修を実施。

4. 有識者会議における主な意見等

- 特別支援学級では、自閉症、情緒障害の子供の数が増えおり、通級による指導も、多くが発達障害の子供たちである。一方、特別支援学校教諭免許状の領域には発達障害や自閉症がないため、特別支援学級や通級による指導の担当教員に特別支援学校教諭免許状を取得するインセンティブがわきにくい。
- 学びの場の連続性や教育内容の連続性に合わせる形で、現在の特別支援学校教諭免許状を、発達障害を含む特別支援教育免許状のような形にしていけるとよいのではないか。
- 専門の教員免許が必要という声も理解できる一方、教員免許を細分化することが本来に良いことなのかは慎重に考える必要がある。教員免許のない人間がその教育に関わりづらくなってしまい、教員免許保有者の充足も難しくなる。
- 特別支援学級や通級による指導の教員は、小学校等の中では少数派。研修に参加しにくく、同じ土壌で特別支援教育について話したくても相手がいらないという状況で専門性を磨きにくい。

5. 論点等

- 小学校等において、特別の支援が必要な子供が障害による困難を克服できるよう、特別支援学級が設置されたり通級による指導が行われたりしている。これらを利用する子供の数が増え続けており、特に発達障害・知的障害・言語障害のある子供が多い。
一方、特別支援学級や通級による指導の担当教員には、特別支援学校の免許状を所持すること等は義務付けられておらず、特別支援学級や通級による指導は、発達障害

や言語障害など特別支援学校の免許状には規定されていない領域の障害のある子供が多い状況がある。

今後、仮に、特別支援学級や通級による指導あるいは発達障害等に関わる免許状の新たな創設について検討する場合は、

- ・当該免許状を所持する教員により、質の高い教育が受けられるというメリット
- ・当該免許状を所持しない教員は、特別支援学級や通級による指導の担当教員になることや発達障害等のある子供の指導に当たることができなくなるという懸念
- ・現行の教員免許が学校毎に分けられたうえで、更に教科や障害種別等で分けることを原則としていることとの整合性

等を踏まえた検討を行うことが必要となる。

- 小学校等において学校全体の特別支援教育をリードする特別支援学級や通級による指導の担当教員にはどのような専門性が求められるか。また、その専門性を向上させるためにどのような方策が必要か。

(検討の視点例)

- ・担当教員の採用の在り方
- ・担当教員の研修の在り方
- ・担当教員の人事異動（特別支援学校との交流等）や配置の在り方
- ・管理職教員の役割や特別支援教育への意識の在り方
- ・免許（特別支援学校教諭免許状）や資格（特別支援教育に関する履修証明等）等の活用の在り方 等

(3) 特別支援学校の教員に求められる専門性

1. 制度等

- 特別支援学校は障害のある子供に教育を行うほか、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが努力義務付けられている。

特別支援学校の教員には、小中学校等の免許状に加えて特別支援学校の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第 15 項の規定により、当分の間は特別支援学校の免許状を所持していなくても特別支援学校の教員になれるとされている。

特別支援学校教諭の免許状を取得するためには、大学等において、特別支援教育や障害種毎の領域等の単位を修得する方法のほか、現職教員としての勤務年数等を加味し修得単位数を軽減する方法もある。

特別支援教育（障害）の領域を定めて授与することとされており、大学における必要単位の修得や現職教員としての実務等により、上位の免許状を取得したり免許状の領域を追加したりすることが可能である。

(i) 法的根拠

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）

（定義）

第二条 1～4 （略）

5 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 （略）

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4～6 （略）

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（免許状の授与の手続等）

第五条の二 （略）

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

附則

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

別表第一（第五条、第五条の二関係） （略）

別表第七（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受け	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、義務	第二欄に定める各免許状を取得した
受けようとする免許状の種類			

		ようとする場合に あつては、幼稚園、 小学校、中学校又 は高等学校の教 員)の免許状の種 類	教育学校、高等学校、中等教育学校又 は幼保連携型認定こども園の教員を 含む。)として良好な成績で勤務した 旨の実務証明責任者の証明を有する ことを必要とする最低在職年数	後、大学に おいて修 得するこ とを必要 とする最 低単位数
特別支 援学校 教諭	専修免 許状	一種免許状	3	15
	一種免 許状	二種免許状	3	6
	二種免 許状	幼稚園、小学校、 中学校又は高等学 校の教諭の普通免 許状	3	6
備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る 第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められ ることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。				

○ 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別
支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育 に関する科目		最低習得単位数				
		第一欄	第二欄		第三欄	第四欄
免許状の種類	特別支 援教育 の基礎	特別支援教育領域に關する科目		免許状に定められること となる特別支援教育領域 以外の領域に關する科目		心身に 障害の ある幼 児、児 童又は 生徒に ついて の教育 実習
	理論に 關する 科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の心 理、生理及 び病理に關 する科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の教 育課程及び 指導法に關 する科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の心 理、生理及 び病理に關 する科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の教 育課程及び 指導法に關 する科目	
特別 支援 学校 教諭	専修免 許状	2	16		5	3
	一種免 許状	2	16		5	3
	二種免 許状	2	8		3	3

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

- 2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつ

て、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上

二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十八条 免許法別表第七に規定する単位の修得方法は、第七条に定める修得方法の例になら

うものとする。

(ii) 通知等

○特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）平成17年

2. 特別支援学校教諭免許状（仮称）の対象範囲

(3) 特別支援学校教諭免許状（仮称）の種類・内容

現行の教員免許制度の趣旨を踏まえて、特別支援教育担当教員の資質の維持・向上を図るためには、普通免許状、臨時免許状の2種類を設け、大学における養成を原則とする普通免許状を中心とするべきである。

普通免許状の種類としては、修業年限や修得単位数に応じて大学等から多様な人材を得ることにより教員組織全体の活性化を図るとともに、上位の免許状等の取得を目指すことによる現職教員の自発的な研修を促すため、他の教員の場合と同様、専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類を設けることとし、各免許状には以下のような内容が考慮されるべきである。

(中略)

上記①～③の免許状については、大学における4年間の養成を経た一種免許状を標準とするが、特別支援教育に関する一層の専門性を確保するためには、専修免許状の取得が望ましい。また、二種免許状については、その取得後、特別支援教育を担当する教員が有することが原則である一種免許状の取得を目指すものとする。

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

○特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(1) 教職員の専門性の確保

①すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能

○ 特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性をもバランス良く身に付けることが重要である。特に中等教育においては、教科担任制であることに留意する必要がある。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

③学校外の資源をも活用した学校全体としての専門性の確保のためのシステム構築

- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約 7 割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。（参考資料 29：特別支援学校教諭免許状の保有状況）
- 特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべきである。そのため、保有率の計画的な引上げの方策として、同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、数年内に保有させるなどの方針を教育委員会が明確にすべきである。また、そのために必要な環境整備や免許法認定講習が最優先で受けられるような配慮が必要である。さらに、専門性向上のため、地域の関係機関との連携による研修、大学等との研修を実施していくことが重要である。なお、大学の教員養成課程が限られている障害種についての教員養成の在り方についても、今後検討する必要がある。
- 障害者の言語・コミュニケーションの手段の習得や補装具等について知識を身に付ける研修の充実を図るとともに、そのための教材の充実を図っていく必要がある。また、教員養成課程で学ぶ学生に対して、手話、点字、指点字、触手話といったコミュニケーション方法について教えることについて充実を図ることも考えられる。

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）平成 27 年

（6）教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

◆ 国は、平成 32 年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指し、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を推進する。

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上

特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を所持しなければならないが、相当免許主義の例外として、教育職員免許法附則第 16 項において、当分の間特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされている。

そのため、特別支援学校の教員の特別支援学校教諭等免許状の所持率は、72.7%にとどまっている。しかし、特別支援学校の教員は子供一人一人の障害に応じた適切な指導が求められるほか、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する必要性等から、これまで以上に特別支援学校の教員としての専門性が求められている。

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

2. 現状・課題

- 知的障害学級の在籍者の増加に伴い、特別支援学校の在籍者が増加している。また、特別支援学校の在籍者の25.7%が重複障害学級に在籍している。

特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は79.8%で上昇傾向が続いているが、障害種別では聴覚障害教育が54.5%、視覚障害教育が61.7%に留まるなどの差がある。同時に都道府県によっても差がある。

採用に際して、特別支援学校教員の採用試験区分を設けていない都道府県・指定都市が5、新規採用時における特別支援学校教諭等免許状保有の条件を設けていない都道府県・指定都市が13ある。また、特別支援学校教諭の採用倍率は3.2倍で、小学校教諭よりはやや高いが、中学校教諭、高等学校教諭に比べて低い。

特別支援学校教諭の免許状の取得は、現職教員による二種免許状の取得(6,530件)が最も多く、次いで大学等における養成課程による一種免許状の取得(4,688件)が多い。また、特別支援学校助教諭の臨時免許状は563件となっている。

小学校等の教職課程と比べ、特別支援学校の教職課程を置く大学の数が少なく、特に、視覚障害教育や聴覚障害教育について学修できる大学が少ない。また、特別支援学校教諭の養成課程のコアカリキュラムは策定されていない。

一方、現職の教員等を対象として対面による講習で免許状取得のための単位を修得する免許法認定講習の数は、小学校等の科目に関するものよりも特別支援教育に関する科目のものの方が多く、通信教育の数は、小学校等の科目に関するものよりも特別支援教育に関する科目のものの方が少ない。

○ 平成30年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

・ 障害種別の特別支援学校免許状保有者（平成30年度）

項目 障害種	特別支援学校教諭等免許状保有者						特別支援学校教諭等免許状非保有者			
	当該障害種		自立教科等※ (当該障害種)		合計		他障害種又は自立教科等 (他障害種)		幼、小、中、高校教諭免許状等のみ所有	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合

視覚障害教育	1,063	40.7%	549	21.0%	1,612	61.7%	707	27.1%	294	11.3%
聴覚障害教育	2,040	53.9%	22	0.6%	2,062	54.5%	1,156	30.6%	565	14.9%
知的障害教育	38,168	82.3%	50	0.1%	38,218	82.4%	457	1.0%	7,682	16.6%
肢体不自由教育	10,572	80.6%	129	1.0%	10,701	81.6%	366	2.8%	2,052	15.6%
病弱教育	2,213	79.2%	4	0.1%	2,217	79.3%	201	7.2%	377	13.5%
合計	54,056	78.7%	754	1.1%	54,810	79.8%	2,887	4.2%	10,970	16.0%

※「自立教科等」とは理療（あん摩、マッサージ、指圧等）、理学療法、理容等を指す。

※本調査の調査対象となっている者は、学校基本調査上の本務教員のうちの主幹教諭、指導教諭及び教諭のみ。

・特別支援学校教員の採用試験区分の有無（平成29年度実施試験）

	採用区分あり		他学校種との一括採用		特別支援学校教員の採用区分と一括採用を併用		合計
都道府県	39	(83.0%)	2	(4.3%)	6	(12.8%)	47
指定都市	11	(78.6%)	3	(21.4%)	0	(0.0%)	14

※20の指定都市のうち、特別支援学校のある15の指定都市を対象。

※1市については、特別支援学校教員の採用試験を行わなかった。

・特別支援学校教員の新規採用時における特別支援学校教諭等免許状保有の条件の有無

	条件としている		保有している場合に加点		優先的に採用		考慮していない							
	全ての部	一部の部	全ての部	一部の部	全ての部	一部の部								
都道府県	30	(66.7%)	3	(6.7%)	2	(4.4%)	0	(0.0%)	2	(4.4%)	0	(0.0%)	8	(17.8%)
指定都市	10	(90.9%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(9.1%)

※採用区分あり、又は一括採用と併用していると回答した56の教育委員会について

○ 令和元年度公立学校教員採用選考試験の実施状況

・採用選考の倍率の推移

	22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
小学校	4.4	4.5	4.4	4.3	4.3	3.9	3.6	3.5	3.2	2.8
中学校	8.7	7.8	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.4	6.8	5.7
高等学校	8.1	7.7	7.3	7.7	7.2	7.2	7.0	7.1	7.7	6.9
特別支援学校	3.4	3.5	3.4	3.6	3.9	3.8	3.7	3.8	3.5	3.2

・受験者数及び採用者数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
受験者数	47,661	49,190	30,121	10,417
採用者数	17,029	8,650	4,345	3,226

○ 特別支援学校教諭免許状取得者数（平成 29 年度）

・取得方法別（主なもの）の普通免許状授与件数

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
普通免許状	専修	大学等	1,637	4,694	5,775	260
		上位免許状	64	37	85	5
	一種	大学等	22,963	41,158	52,646	4,688
		上位免許状	374	55	95	335
	二種	大学等	2,653	1,648		314
		上位免許状	995	322		6,530

※大学等は、大学等における直接養成によるもの。上位免許状は、現職教育による上位免許状の取得を意味する。

・免許状の種類別の授与件数

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
普通免許状	専修免許状	1,701	4,740	5,901	265
	一種免許状	23,337	41,519	54,020	5,023
	二種免許状	3,756	2,176		6,844
特別免許状		12	42	105	
臨時免許状		3,426	1,895	2,289	563

○ 教職課程を有する大学の数（平成 31 年度）

小学校 一種免許状	中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	
247	515	547	161	
			うち視覚障害	9
			聴覚障害	19
			知的障害	160
			肢体不自由	154
			病弱	149

○ 近年の認定講習の開設講座数

・免許法認定講習・公開講座

	開設者数		科目数		
	教育委員会	大学等	教科に 関する科目	教職に 関する科目	特別支援教育に 関する科目
平成 27 年度	51	41	130	255	414
平成 28 年度	51	55	254	282	436
平成 29 年度	53	63	327	304	466

・免許法認定通信教育

	開設者数		科目数		
	教育委員会	大学等	教科に 関する科目	教職に 関する科目	特別支援教育に 関する科目
平成 27 年度	0	8	278	65	25
平成 28 年度	0	7	265	59	19
平成 29 年度	0	8	273	62	27

3. 有識者会議における主な意見等

- 自閉症等を含む発達障害等にも一層対応した免許状とすることを検討する必要があると考えるが、同時に、障害種の専門性の継承も一緒に考えていくことが重要。
- 学生にしっかりと学んでもらうことは重要だが、負担になりすぎて教員になろうとする人が少なくなっては意味がない。
- 特別支援学校教員養成課程を置く大学に、多様な基礎免許状の養成課程が置かれていない。採用に当たっては非常に困る点である。
- 充実した研修プログラムであっても、研修期間が長いと、学校として教員を送り出すのが非常に厳しくなる。期間を短縮し、受ける人数を増やす方向性が望ましい。
- 盲ろう児などは人数が少なく、指導の蓄積がないため、先生方の個人の力量に頼っているところもある。指導に関するデータの収集や教育メソッドのシステム化などに取り組んでどうか。
- 高校にはまだ特別支援教育に関する知見がない教員が多い一方、支援を必要とする生徒がたくさんいる。特別支援学校の免許保有を条件とせずに、一定期間特別支援学校に務め、高校に戻ってその知見を広げていく取組は重要。免許法附則の削除により、免許状保有を担保することはよいが、適用範囲に幅をもたせた方がよい。

- 必要な専門性が多く、一人の先生が全てできるようになることはとても難しい。負担軽減の観点からも ICT の効果的な活用や、福祉などの関係機関と連携しチームで子供を見ていけるような体制にすることなどが大事。

4. 具体的な論点

- 知的障害学級の在籍者の増加に伴い、特別支援学校の在籍者が増加している。また、特別支援学校の在籍者の 25.7%が重複障害学級に在籍しており、特別支援学校の教員には、特定の障害種に応じた専門性と同時に複数の障害に対応できる専門性が求められる。

特別支援学校は障害のある子供に教育を行うほか、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うよう務めることとされており、特別支援学校の教員がこれまで以上に専門性を発揮し、その役割を果たすためには、特別支援学校における教育に加えて、小学校等における障害のある子供に関する専門性を高めることが求められている。

特別支援学校の教員には、小中学校等の免許状に加えて特別支援学校の免許状を所持することとされているが教育職員免許法附則第 15 項の規定により、当分の間は特別支援学校の免許状を所持していなくても特別支援学校の教員になれるとされている。過去の答申では、免許法の附則の廃止も見据え、令和 2 年度までに概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指し必要な支援を行うことなどが提案されている。

附則 15 項を削除するにあたっては、附則を削除することにより特別支援学校教員の免許状保有率が原則 100%になる一方で、

- ・採用倍率に影響を及ぼす可能性があること
- ・特別支援学校助教諭臨時免許状が増加する可能性があること
- ・特別支援学校において人事の停滞が起こりうること
- ・小学校等で勤務している免許状保有者が特別支援学校に集中することにより、小学校等の特別支援教育の質の低下が懸念されること

等も踏まえた検討を行うことが必要となる。

また、特別支援学校の教員の専門性を検討するうえでは、採用や研修の在り方、人事異動・配置等の在り方についても併せて検討する必要がある。

- 近年の特別支援学校や小学校等における障害のある子供の変化等を踏まえ、特別支援学校の教員にはどのような役割が期待され、どのような専門性を身に付ける必要があると考えるか。

その際、教育職員免許法附則第 15 項の規定の在り方についてどう考えるか。

さらに、特別支援学校の教員の専門性を高める観点から、採用・研修・人事異動・配置等の在り方について、どのように考えるか。

(検討の視点例)

- ・ 特別支援学校教員の養成の在り方
- ・ 特別支援学校教員の採用選考の在り方
- ・ 特別支援学校教員の研修の在り方
- ・ 特別支援学校教員の人事異動（県域を越えた人事交流等）・配置の在り方
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の在り方 等